

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、(平成23年度決算)
健全化判断比率・資金不足比率をお知らせします。

○健全化判断比率

項目	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
小値賀町の比率	-	-	12.2%	-
早期健全化基準	15.0%以上	20.0%以上	25.0%以上	350.0%以上
財政再生基準	20.0%以上	30.0%以上	35.0%以上	-

* 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、それぞれ赤字額がありませんでした

○資金不足比率

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
渡船事業特別会計	-	20.0%以上
簡易水道事業特別会計	-	
下水道事業特別会計	-	

* 各会計について、それぞれ資金不足額がありませんでした

早期健全化基準を超えると……？

「財政健全化計画」の策定が義務付けられ、自主的な改善努力による財政健全化を行う必要があります。

財政再生基準を超えると……？

「財政再生計画」の策定が義務付けられ、国等の関与による確実な再生に取り組む必要があります。

公営企業の資金不足比率が経営健全化基準を超えると……？

「経営健全化計画」の策定が義務付けられ、自主的な改善努力による経営健全化を行う必要があります。